

**労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者の認定
における年間収入の取扱いに関するQ & A**

Q 1 労働契約内容によって年間収入を判定することにした趣旨は何か。

A 1 認定対象者の年間収入については、認定対象者の過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから、所定外賃金の見込みを含めた今後1年間の収入見込みにより判定をしているところですが、就業調整対策の観点から、被扶養者認定の予見可能性を高めるため、労働契約段階で見込まれる収入を用いて被扶養者の認定を行うこととしたものです。

そのため、労働契約に明確な規定がなく労働契約段階では見込み難い時間外労働に対する賃金等（以下、「臨時収入」とする。）は、被扶養者の認定における年間収入には含まないこととなります。

Q 2 労働契約で定められた賃金（注1）から見込まれる年間収入が130万円未満（注2）であるとは、具体的にどのような場合か。

A 2 労働条件通知書等の労働契約の内容が確認できる書類（以下、「通知書等」という。）において規定される時給・労働時間・日数等を用いて算出した年間収入の見込額が130万円未満（注2）である場合を想定しています。

そのため、臨時収入は年間収入の見込額には含まないこととなります。

Q 3 労働契約内容により年間収入が判定できない場合（例えば、「シフト制による」といった労働時間の記載が不明確な場合、契約期間が1年に満たない場合等）にはどのように年間収入を判定すべきか。

A 3 労働契約内容による年間収入の判定ができないため、従来どおり給与等支払証明書等により年間収入を判定することになります。

Q 4 認定対象者が複数事業所で勤務していた場合、各事業所の通知書等の提出を求める必要があるか。また、どのように年間収入を判定するのか。

A 4 認定対象者が複数の事業所において勤務している場合には、当該各事業所に係る通知書等の提出が必要です。その上で、各事業所の通知書等に記載された情報に基づき、本通知による取扱いに従い年間収入の見込額を個別に算定し、これらを合算して年間収入を判定します。ただし、提出された通知書等のいずれかにおいて労働契約内容による年間収入を算定できない場合（一部の事業所の通知書等しか提出がない場合も含む）は、従来どおり給与等支払証明書等により年間収入を判定することとなります。

Q 5 労働契約内容が確認できる書類の提出がない場合、どのように年間収入を判定するのか。

A 5 労働契約内容が確認できる書類の提出がない場合（シフト制のパート・アルバイト等の給与収入のように労働契約において労働時間・日数等が明確に定められていない場合等を含む）は、従来どおり、給与等支払証明書等により年間収入を判定することとなります。この場合、賞与や時間外労働、交通費等も収入に含めます。

Q 6 労働契約に明確な規定がなく労働契約段階では時間外労働の見込みがなかったが、扶養認定時点では経常的に時間外労働が発生している場合は、どのように年間収入を判定するのか。

A 6 労働契約に明確な規定がなく労働契約段階では時間外労働の見込みがなかったのであれば、扶養認定時点で時間外労働が発生していたとしても、今回の取扱いにより年間収入を判定することとなります。

Q7 労働条件通知書の雇用条件（時給、労働時間、日数等）に幅がある場合、一番低い雇用条件を用いて計算して年間収入を見込んで良いか。

A7 一番低い雇用条件を用いて計算します。例えば、「1日の労働時間6～8時間」は6時間、「月の日数10日～15日」は10日を用いて年間収入の見込額を算出します。

Q8 労働条件通知書に「時間外労働：年間360時間以内」や、「月30時間以内」と記載されていた場合、時間外労働は年間収入に含めるのか。

A8 予め金額を見込み難いため、本事例の時間外労働は年間収入には含めません。

Q9 労働条件通知書に「交通費：実費弁償」と記載されている場合、交通費は年間収入に含めるのか。

A9 予め金額を見込み難いため、年間収入には含めません。

Q10 被扶養者の認定時において「労働条件通知書等に明確な規定がなく予め金額を見込み難い収入は年間収入の見込額には含めない」とあるが、「予め金額を見込み難い収入」とは具体的に何か。また、要件確認調査では「予め金額を見込み難い収入」はどのように取り扱うのか。

A10 労働条件通知書等に明確な規定がなく予め金額を見込み難い収入とは以下が挙げられます。

- ・時間外労働に対する賃金

固定残業代等、労働条件通知書に明確な規定があり、労働契約段階で予見可能な場合は年間収入に含めます。

- ・「賞与有」や「交通費支給有」等の記載があるものの具体的な金額の記載がない収入

なお、要件確認調査では、「労働条件通知書等に明確な規定がなく予め金額を見込み難い収入」も年間収入に含めます。

ただし、当該収入が臨時収入であることが確認できる場合は年間収入には含みません。

※ 臨時収入とは、今後も反復継続的に発生することが予測される収入以外のものを指します。

下記以外の項目が臨時収入として挙げられます。

- ・労働契約内容に明記されている給与や各種手当、賞与
- ・定期的に発生する賞与

Q11 労働条件通知書等とはどのようなものを指しているか。

A11 労働基準法第15条の規定に基づき交付されるものであって、労働契約の内容が分かる書類を指します。

デジタルで通知されている場合は印刷して御提出ください。

(参考) 労働条件通知書

主要様式ダウンロードコーナー（労働基準法等関係主要様式） | 厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/roudouki_junka_nkei.html

Q12 認定対象者の「給与収入のみである」旨の申立てはどのように求めるのか。

A12 「申請理由書」〔用紙No.扶養6（R8.3改定版）〕の2「労働契約内容によって被扶養者認定を受けられる場合」欄にチェックをつけ、「給与収入のみである」旨の申立てをしてください。

Q13 給与収入以外に他の収入（年金収入や事業収入等）がある場合、年間収入はどのように判定するか。

A13 給与収入以外に他の収入（年金収入や事業収入等）がある場合における当該給与収入を含む年間収入の取扱いについては、従前のおりの取扱いとします。

したがって、給与等支払証明書や公的年金等の年金証書又は年金額決定通知書の写し、確定申告の写し等により年間収入を判定することとなります。

Q14 被扶養者の認定後、1年経過後の被扶養者要件確認調査において、臨時収入によって結果的に年間収入が130万円以上（注2）となっていることが判明した場合は、被扶養者の認定を取り消すのか。

A14 被扶養者要件確認調査において、臨時収入によって結果的に年間収入が130万円以上（注2）となった場合であっても、当該臨時収入が社会通念上妥当である範囲に留まる場合には、これを理由として、被扶養者の認定を取り消すことはありません。

一方で、臨時収入の支給を前提として、通知書等において賃金（注1）や労働時間を不当に低く記載していたことが判明した場合等、当該臨時収入により実際の年間収入が社会通念上妥当である範囲を超えて130万円（注2）を大きく上回っていることが判明した場合には、被扶養者の認定を取り消します。

なお、当該臨時収入が一時的な収入変動かどうかの確認のために「年収の壁・支援強化パッケージ」における事業主証明を提出することで、被扶養者として認定継続することも可能です。

「年収の壁・支援強化パッケージ」については、福利厚生事務の手引P55～57を参照してください。

Q15 認定時に瑕疵（認定時に提出した通知書等及び「給与収入のみである」旨の申立書の記載内容に誤りがあり、差し替えがあった等）がある場合はどの時点で被扶養者の認定を取り消すのか。

A15 認定時に瑕疵があり、被扶養者の要件を満たしていないことが判明した場合には、認定時に遡って被扶養者の認定を取り消すこととなります。

Q16 本通知による取扱いは令和8年4月1日から適用とのことだが、認定日を基準として取り扱うことで良いか。

A16 お見込みのとおりです。本通知による取扱いは、認定日が4月1日以降となるものについて適用されます。

したがって、令和8年4月1日より前に遡って認定する場合や、令和8年4月1日より前に認定された被扶養者が被扶養者要件確認調査等の手続をする場合は従前の取扱いとなります。

Q17 被扶養者が60歳未満の配偶者である場合、国民年金第3号被保険者としての基準額である年間収入130万円未満についても、給与収入のみが収入源である場合は、「予め金額を見込み難い時間外労働に対する賃金等」を除くとの理解でよいか。

Q17 お見込みのとおり、国民年金第3号被保険者についても本取扱いが適用されます。

（注1）労働基準法第11条に規定される賃金をいい、諸手当及び賞与も含まれる。

（注2）認定対象者が60歳以上の者である場合にあっては、180万円。認定対象者（組合員の配偶者を除く。）が19歳以上23歳未満である場合にあっては150万円。

公立学校共済組合東京支部

〔令和8年3月27日 第1版〕

〔R8.3.27 第1版〕